

外国送金（仕向送金）

(2023年10月1日現在)

<p>1. 送金の種類としくみ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電信送金 (Telegraphic Transfer) お客さまのご依頼により、海外または国内のコルレス銀行宛に「支払指図」を電信にて行う仕向送金です。 ・ 法人・個人のお客さまともにご利用いただけます。 <p>[電信送金のしくみ]</p> <pre> graph TD Customer[お客さま] -- ①送金ご依頼 --> Cashier[当金庫] Cashier -- ②支払指図書 --> Bank[支払銀行] Bank -- ③送金お支払い --> Recipient[お受取人] Bank -- 引き落とし --> Cashier Cashier --- Account[当金庫名義コルレス口座] </pre>
<p>2. 適用相場</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 円現金・円預金にて外貨建送金をする場合、原則、送金日当日の TTS レート（電信売相場）を適用します。TTS レートには為替手数料（米ドルであれば1米ドルあたり1円、ユーロであれば1ユーロあたり1円50銭）が含まれています。 ただし、10万米ドル相当額以上の外貨建取引は、市場の実勢相場を適用する場合があります。 ・ 相場公開の時間についての目安は、以下のとおりです。 米ドル (USD) : 午前 10 時頃 ユーロ (EUR)・英ポンド (GBP) 等その他の通貨 : 午前 10 時 45 分頃 ・ 為替市場の急変等により、相場公表の停止・再公表をする場合があります。
<p>3. 取扱時間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ お取り扱いの時間は、当金庫営業日の午前 9 時～午後 3 時です。 ・ 午後 2 時までの受付の場合は原則当日取組（代わり金引落とし）となります。午後 2 時以降の受付の場合は原則翌営業日の取組となり、為替相場は翌営業日の相場を適用します。 ・ 「支払指図」の発信目安は、以下のとおりです。 <p>海外向け</p> <p>米ドル (USD)・ユーロ (EUR) : 午後 2 時までの受付の場合は原則当日の発信となります。午後 2 時以降の受付の場合は、原則翌営業日の発信となります。</p> <p>その他の通貨 (米ドル (USD)・ユーロ (EUR) 以外の通貨) : 午前 11 時までの受付の場合は原則当日の発信となります。午前 11 時以降の受付の場合は、原則翌営業日の発信となります。</p> <p>日本円 : 午前 10 時までの受付の場合は原則当日の発信となります。午前 10 時以降の受付の場合は、原則翌営業日の発信となります。</p> <p>国内向け</p> <p>米ドル (USD)・ユーロ (EUR) : 午前 10 時までの受付の場合は原則当日の発信となります。午前 10 時以降の受付の場合は、原則翌営業日の発信となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いずれの場合についても、コルレス銀行の事務取扱の都合等により、翌営業日付の発信となる場合があります。

4. 手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・外国為替関係主要手数料一覧表（別紙）をご参照ください。
5. 組戻しの取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・送金発信後に組戻しのご依頼を受けた場合は、送金資金が当金庫に返還されたことを確認後、お客さまにお支払い致します。 ・組戻し資金を円現金・円預金にてお客さまにお支払いする場合の適用相場は、支払日当日の TTB レートを適用します。TTB レートには為替手数料（米ドルであれば1米ドルあたり1円、ユーロであれば1ユーロあたり1円50銭）が含まれています。 ・組戻し手数料は次のとおりとなります。 1件につき 4,000 円 （組戻しには、口座解約済等の理由により受取銀行から一方的に資金が返却される場合も含まれます） ※記載の手数料には消費税等はかかりません。
6. お問い合わせ先	<ul style="list-style-type: none"> ・お取引のある本支店又は、あましんフリーダイヤル相談コーナー 0120-26-0556（平日9時～17時30分）にお問い合わせ下さい。
7. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ご本人を確認できない場合は、お取引をお断りさせていただく場合があります。 ・金額が30百万円相当額を超える場合、お取引内容により「支払または支払の受領に関する報告書」のご提出が必要となる場合があります。 ・国外送金等に係る調書提出制度に基づく調書の提出のため、番号法（マイナンバー法）上の個人番号又は法人番号の告知・提供が必要となる場合があります。 ・その他、「外国為替および外国貿易法」等の法令により、お取引に関する資料の提出をお願いするなど、ご依頼内容の詳細等を確認させていただく場合があります。 ・お受取人口座所在国によっては、通信事情が良くないこと、政情不安があること等により、送金の到着が遅れる可能性があるため、当金庫所定の「念書」等をいただく場合があります。 ・送金の到着日時につきましては、国内の為替取引とは違い、1件ごとに個別の資金決済を行っていますので、現地の情勢により変わってきます。 ・外国送金依頼書への記入時には通貨、ご依頼人、支払銀行、お受取人の各設欄に英文活字体で明瞭にご記入ください。曖昧な記載は送金遅延の原因ともなります。 ・送金のお受取人に対する支払方法については、原則口座振込にてお取り扱いいたしております。 ・欧州域内向けユーロ建送金の場合は、IBAN/BICコードをご記入ください。 ・店頭でお渡しするお客さま控の裏面を必ずお読みください。 ・お取引内容、経緯等をお聞きし、受付の判断をさせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
8. 苦情処理措置および紛争解決措置の概要	<p>苦情等は、当金庫営業日に営業店またはお客様相談室にお申し出ください。 （9時～17時、電話：06-6412-5576）</p> <p>兵庫県弁護士会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は当金庫営業日に、上記お客様相談室、または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。</p> <p>なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。</p>